

広報

うぶ

49 / 2

No. 339

昭和49年2月1日発行
発行所 富山県魚津市役所
(〒937)

昭和27年9月13日第3種郵便物認可/毎月1日1回発行

ほちやほちやと

雪にくるまる

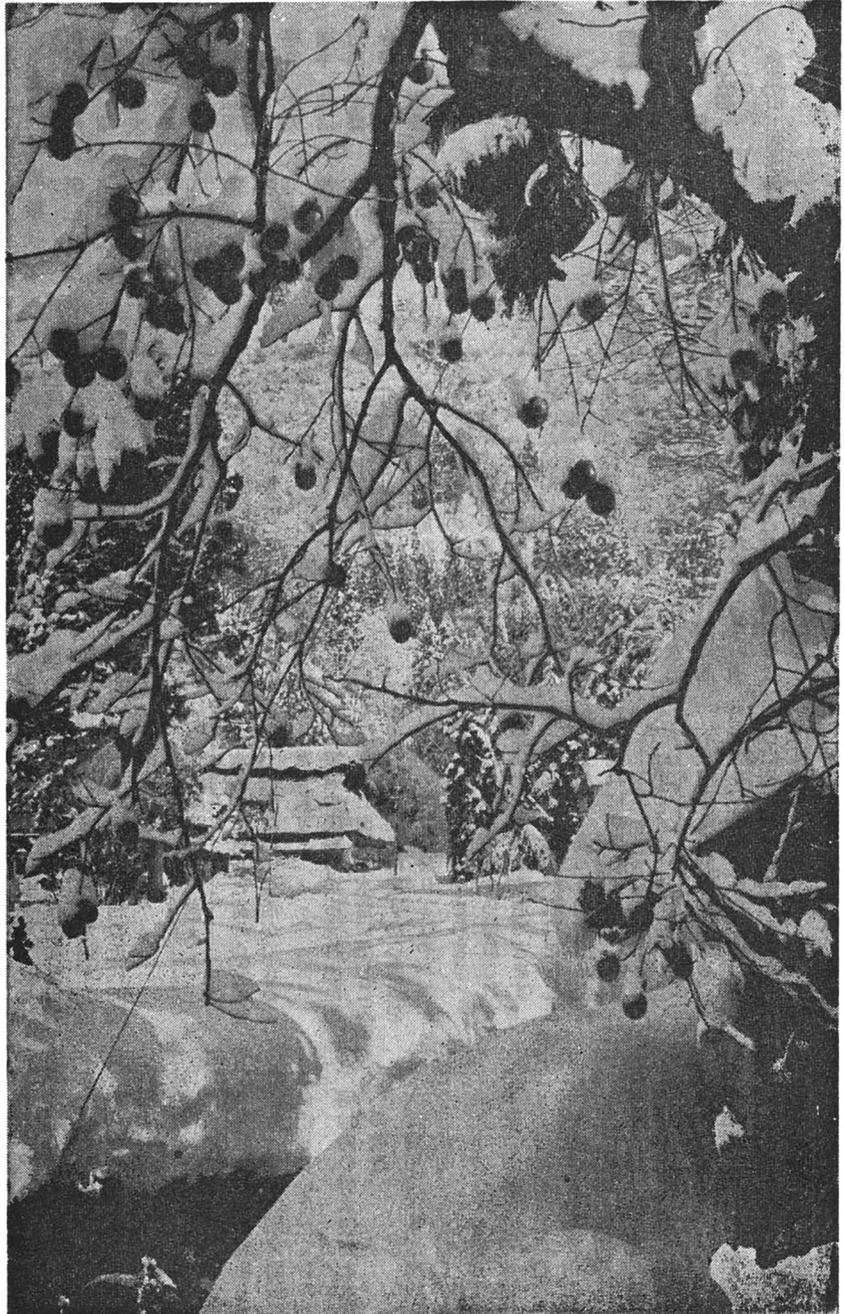
在所

哉な

一茶

写真は激しい過疎化の波と、押し寄せる新建築の荒波にもまれながら、今もなお頑張っている数少ない山女地区のかやぶき屋根の民家。

この環境最良の地区を過疎から守り、市勢を発展させる唯一のみちは、雪害の克服であり、公共無雪道路の建設ではないか。



(とじて保存しましょう)

もくじ

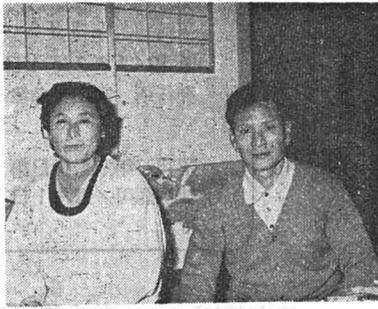
| | |
|--------------------------------|--------|
| 表彰・下水道計画..... | 2ページ |
| 市民課の窓口事務についてお知らせ..... | 3ページ |
| 魚津都市計画用途地域決定図..... | 4・5ページ |
| 成人と国民年金..... | 6ページ |
| 航海安全大漁祈願・節約により物不足と物価高に対処を..... | 7ページ |
| 消費生活関連物資の需給状況..... | 8ページ |
| お知らせ・市消防職員採用試験外..... | 10ページ |

辻 豊正さん

輝く林野庁長官賞

の受賞

このたび、鹿熊在住の辻豊正さんが、全国苗畑コンクールにおいて、輝く林野庁長官賞を受賞されました。辻さんは、昭和21年開拓団員として入山し幾多の苦難と闘いながら、つぎつぎに同僚が離山して行くなかで、育苗の道を見いだし、杉の育苗に情熱を燃やし続け、ついに林野庁長官賞を受賞されました。これまでに農林文化賞や数々の賞と感謝状が贈られています。ここまでに至るかげには苦斗の連続と9年間のランブ生活などが秘められています。現在は、夫妻で年間17〜18万本の育苗に励んでおられます。



(写真は冬の陽を浴びながらおよろこびの辻夫妻)

消防表彰者

1月6日の消防出初式においてつぎの方々が表彰されました。

感謝状授与

- 川平作次郎 早期発見・通報・消火
- 柳原条太郎 未然防止
- 裨畑喜松一 早期発見・通報・消火
- 新村 誠一 早期発見・通報・消火
- 魚津清掃社 早期発見・初期消火による延焼防止

支部長表彰

- 川岸 勉 第一分団
- 上里 昭 第二分団
- 石坂 道夫 第四分団
- 水尾 之三 第五分団
- 黒崎 秀松 第六分団
- 紙谷 和昭 第七分団
- 金盛 助信 第八分団
- 尾谷 丈夫 第九分団
- 道中 徳治 第九分団
- 川西松太郎 第十分団
- 寺崎 勤 第十一分団
- 南塚 義雄 第十二分団
- 中島 隆夫 第十三分団
- 村田 元一 第十四分団

魚津市公民館大会

表彰者

- 藤森 栄吉 経田公民館運営審議委員15年勤続
- 菅原 功績 永年公民館運営指導
- 魚津市出漁団関係表彰は7ページへ

近代都市への脱皮 下水道計画

火災復興以来、都市計画事業が着々と進んでいるなかで、下水道計画のみが取り残されている感がありました。昨年8月開発課の中に下水道係を設け目下、市街地を対象に下水道計画を進めています。

計画されている下水道は、昭和32年頃に施行された合流式下水道と異なり汚水だけを流して処理する分流式下水道で水洗便所の処理ができるようになるものであります。今は計画中のため事業費や施行区域等は決定されておりませんが、下水道が完成すれば、みなさんにとどのような権利義務が生ずるか、また下水道とはどのようなものかについてその大略を説明いたします。

下水道ができる

下水道ができる点の改善され、快適な都市生活ができるようになります。

下水道のねらい

下水道はなぜ施行するのでしょいか。私達の家の前の側溝を見てください。汚れぐあいはどうでしょう。「ぼろふら」の発生源となっていないでしょうか。また、便所はどうでしょうか。他家を訪問し便所の位置を聞かなくても臭気で判るのではないのでしょうか。これらの悩みを解消するのが下水道の大きな目的であります。常に清潔にしておかなければならない所が一番汚ない所となっています。そして蚊やハエの発生をうながし伝染病のもととなっています。テ

皆さんへのお願

下水道事業を計画的に進め、その効果を早く高めるためには次のように皆さんの御協力をいただく必要があります。

- ① 受益者負担金

宅地内の排水設備と水洗便所への改造

莫大な費用で下水道施設を築造しても皆さんに利用していただかないとせっかくの施設も宝の持ちぐされとなります。下水道法ではクリーンセンター(処理場)が完成し下水管がブロック毎に埋設されるとその地区の家庭や工場から排出される汚水は、宅地内を暗渠に改造して下水道管に接続し便所は3年以内に水洗便所に改築して下水管に流し込まなければならぬことになっています。

使用料

下水道ができあがると、市債の補助金、市債と市費でまかないます。このうちの市費を全部市税によることは財政上からも、又下水道を整備される地区の市民と整備されない地区の市民との市税の面での不公平が生ずることになります。また短期間に工事を完成することもできなくなります。このため法律で認めております範囲内で建設費の一部を下水道ができることによって利益を受ける土地の所有者又は土地に権利をもっておられる方々に土地所有面積に比例して負担していただくものです。

返還やクリーンセンター・ポンプ場等の維持管理に費用がかかります。これらの費用にあてるため下水道管が埋設された地区の方々は、下水道に流れた汚水の排出量に比例して使用料を納めていただくこととなります。

④ 除害施設の設置

下水道管にはどんな悪質の汚水を流し込んでも処理してくれるものではありません。一般家庭の汚水は問題ありませんが、工場、作業場等から排出される汚水で下水道施設の機能を妨げ、または損傷するおそれのある汚水または有毒物質を含む汚水等は下水道に流し込む前に除害施設を設けて除去していただかなければなりません。以上は、下水道が出来ることのようになるかの概要を記してみましたが、我が国は欧米先進国に比較して下水道は非常に遅れています。欧米諸国では普及率60%以上に対し日本は24%であります。最近国の方でも力をいれており、富山県でも富山市、高岡市はもちろん新湊市、福光町、井波町等は下水道事業に着手しております。当魚津市のように計画中のものでは小矢部市、氷見市、福野町等があります。このように下水道は今や大都市のみでなく小都市においても健康で快適な生活を営むための必須の生活環境施設としてきわめて基本的ないわゆるナショナルミニマムとしての性格をもつものとしてその整備は国民的立場から

要請されるに至っております。魚津市もこの際他都市におくれをとらず、近代的都市の身だしなみとして清潔で住みよい街づくりに全力をあげて取り組もうとしていきます。どうか市民の皆さんには市の下水道計画にご協力の程をお願いするものであります。なお、事業区域、事業費等が具体的に定まり次第お知らせいたします。

市民交通傷害保険医療
支払額5割引上げ

市民交通傷害保険における、医療保険金の支払額が、次のとおり改訂になりました。
未だこの保険に加入していない方は、できるだけ早く加入しましょう。

一、医療保険金支払額新旧対照表

| 傷害 | 新 | 旧 |
|-------------------|-------|-----|
| (1) 治療期間6か月以上ものもの | 9万円 | 6万円 |
| (2) 5か月以上6か月未満のもの | 7.5万円 | 5万円 |
| (3) 4か月以上5か月未満のもの | 6万円 | 4万円 |
| (4) 3か月以上4か月未満のもの | 4.5万円 | 3万円 |
| (5) 2か月以上3か月未満のもの | 3万円 | 2万円 |
| (6) 1か月以上2か月未満のもの | 2万円 | 1万円 |
| (7) 1週間以上1か月未満のもの | 1万円 | 5千円 |
| (8) 1週間未満のもの | 5千円 | 2千円 |

二、昭和48年11月1日以降事故発生の中から適用します。
三、掛金は従来どおりで、一人月額40円です。

現況届の提出は遅れないように
国民年金受給者

現在、国民年金から各種年金を受給中の人は、年に一度、現況届を提出して引続き年金を受ける権利があることを、届出なければなりません。
それぞれの提出期限は次のとおりです。

- 老令年金 2月15日
- 通算老令年金 2月15日
- 障害年金 5月31日
- 母子(寡母子)年金 5月31日
- 遺児年金 5月31日
- 寡婦年金 5月31日

現況届の用紙は、社会保険庁または、社会保険事務所から送付されてきますから、その用紙に市役所市民課で証明してもらい期限内に遅れないように提出しましょう。提出が遅れますと、あなたの年金の支払いも遅れますので、期限は厳守しましょう。

市民課窓口事務について
お知らせ

職業の関係、その他の都合で戸籍の届出、戸籍謄抄本及び住民票の写し等の交付を受けるのに、市

役所の執務時間内に出頭できない方、また印鑑証明書の交付を受けたいが本人が出頭できない方の手続きについて

一、戸籍の届出について
勤めている人や、その他の都合で市役所の執務時間内に出頭できない人の救済方法はありませんか。

答 戸籍の届出は、日曜・休祝祭日及び平日の執務時間外でも受け付けます。届出があれば宿日直者は、その届書の届出を受けて翌日戸籍係に引継がれます。
問 宿日直者が受付けした婚姻、離婚等届出することにより効力を生ずる届書の受理の日は何日ですか。

答 宿日直者が受付けした日受理の日とします。
二、戸籍謄抄本・住民票の写し等の交付について
勤めている人や、その他の都合で市役所の執務時間内に出頭できない人が戸籍謄抄本や住民票の写しの交付を受けたい場合、どのようにしたらよいでしょうか。

答 この場合は、電話で交付の申込みをされれば、作成した物件は宿日直者に交付事務を引継ぎますので、執務時間外に出頭されても宿日直者が交付することになります。

三、印鑑証明書の交付について
問 印鑑証明書の交付を受けたいが、本人が出頭できない場合どのような手続きが必要ですか。

答 印鑑証明書の交付申請は本人自ら出頭して行なうことを原則としていますが、病氣その他やむを得ない事情で本人が出頭できないときは代理人による申請ができます。代理人は魚津市に住所を有する20歳以上の者としています。但し代理人による申請には、本人の自書押印の委任状と登録してある印鑑が必要です。委任の効力は本人が法律行為をなすことを代理人に委託し、代理人がこれを承諾することによって成立する契約です。

市民課として印鑑証明書交付の事故防止の対策についてお伺いします。
答 近年印鑑証明書の必要度はひん繁になり、従ってこれにからむ事件の増加することが予測されるわけです。ひと度不測の事故が起った場合、関係者は予測しない大きな被害を蒙ることになりますので、印鑑証明事務については、市民の権利と財産を守るためにも特に慎重を期して、証明書を交付するときは責任の所在を明らかにするために、責任者の在庁することを必要としています。

競争入札参加資格審査申請書提出期限

49年度において、市が発注する土木、建築工事及び原材料の納入などに参加しようとする人は、資格審査を受けなければなりませんので「資格審査申請書」を2月28日まで市役所総務課まで提出してください。



住みよい環境の街づくりのため
の基礎となる新用途地域が12月28
日決定になり、新しい用途地域の
効力は、12月28日から発生しまし
た。

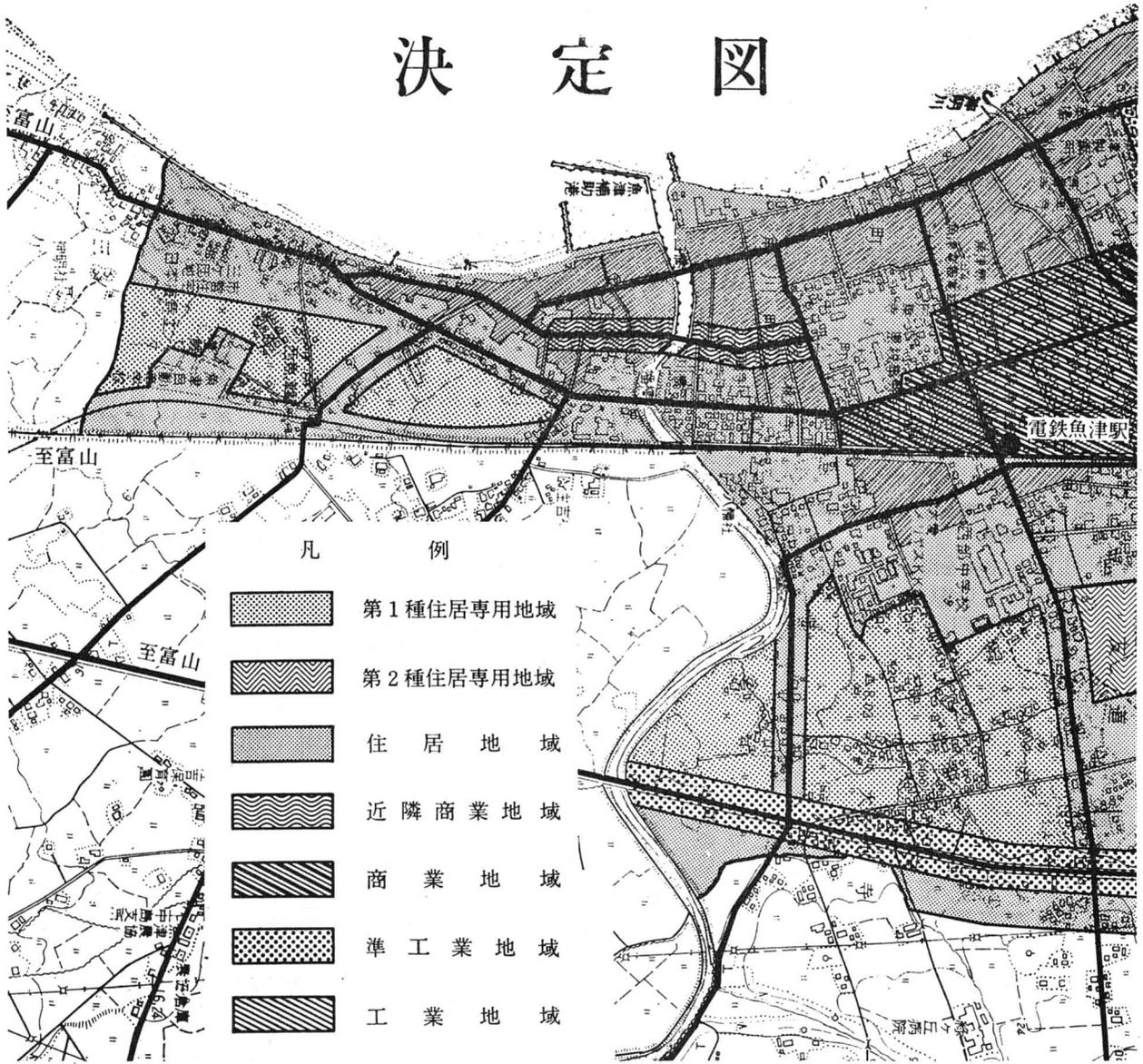
用途地域はそれぞれの地域にふ
さわしい環境が確保されるよう、
地域ごとに建物の用途や形態の制
限を定めたものです。今後みなさ
んが建物を建てようとするときは
建物の設計がその予定地に指定さ
れた新しい用途地域に適合してい
なければ建築することができなく
なります。用途地域の制度は建物
を建てる場合、お互いが守るべき
最低限の規則を定めたものですか
ら、建築基準法を守り住みよい街
をつくるためにご協力ください。

新しい用途地域がきまる

“12月28日から効力が発生”

—建築などの制限にご注意を—

魚津都市計画用途地域 決定図



建築物の制限内容について

新用途地域は七種類あって、それぞれ建築物の用途を制限する内容が違います。また建築物の形態による制限には建ぺい率、容積率、高さ、斜線制限などがあり、これらも七種類の用途地域によって違います。なお、「建ぺい率」とは、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいい、「容積率」とは建築物の延床面積の敷地面積に対する割合をいいます。以上のほか制限内容の詳細は「建築基準法」に定められています。

新しい用途地域の種類

- 1 第1種住居専用地域
- 2 第2種住居専用地域
- 3 住居地域
- 4 近隣商業地域
- 5 商業地域
- 6 工業地域
- 7 工業専用地域

「用途地域内の建築物の用途制限表」および「容積率及び建ぺい率表」については、昭和48年12月に配布した計画案に搭載されているものを参照願います。

なお、魚津都市計画用途地域に関するお問い合わせは建設部都市計画課にご連絡ください。

(電話魚津②12200番)

成人と国民年金

1月15日には、成人した青年男女のために全国各地で盛大に成人式が行なわれ、祝福と励ましを受けました。成人に達した人々は、自らもおとなになったことを自覚されたことと思います。

酒、煙草も勿論ですが、選挙権も与えられ名実ともにおとなの仲間入りをしました。

もうひとつ、成人すると国民年金への加入があります。

会社、工場、官公庁に勤務している友達は、それぞれ厚生年金、共済組合等へ加入し、勤務と同時に老後の生活に備え、給料の中から積立ています。農業、商店等の自家営業に従事している人には国民年金への加入が義務づけられています。それは「年金で暮せる老後」を築くため、成人すると同時に将来の準備を国とともに始め、保険料を積立てていこうとするものです。昨年は、年金額の大巾

愛する美しい街を 屋外広告物法の改正

都市の美観と風致の維持と公衆への危害防止を図るため、昭和24年に屋外広告物法が施行されたが最近の違反広告物の増加の実情にかんがみ、屋外広告物法の一部が改正されました。これを機会に美しく明るい街づくりに皆さんの一層のご理解とご協力をお願いします。

改正の要点

① 違反広告物の取除き

従来、違反はり紙についてのみ、行政庁が行政代執行法の適用によらず除却できたが、昭和48年12月16日から違反はり紙、立看板についても同様に除却できることになりました。

② 屋外広告業を営む者の届出制等の創設

屋外広告業を営む者は、知事に届出をなす県が行なう講習会の課程を修了した者(営業所ごと)に)を置くべき義務が課せられることになりました。

なお、お問い合わせは県庁都市計画課または市役所都市計画課へ。

交通違反の裁判

―裁判所だより―

な引き上げ、年金額のスライド制などが実現し、より充実しています。成人式を機会に、自分がどの年金制度にも加入しているかを考え、どの制度にも加入していない人(農業その他の自家営業従事者)は加入届を市役所市民課国保年金係窓口へ提出しましょう。

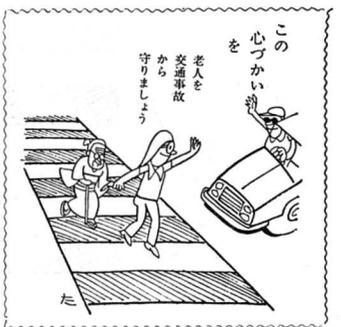
交通違反者に対して、警察が一定の金額を反則金として納付するよう通告し、納付した者には裁判にかけない「交通反則通告制度」が昭和43年から採用されました。この適用を受けるのは、交通違反のうち比較的軽微なため反則行為とされている違反行為をした者で、しかも無免許などの一定の除外事由のない者に限られています。一方、違反行為が軽微とはいえないため、または、違反者に無免許などの一定の除外事由があるた

め、交通反則通告制度の適用を受けない事件(非反則事件)と反則金を一定期間内に納付しなかった事件(反則金不納付事件)については、従来どおり違反者は、裁判により刑が科せられることになっており、この場合も事件を合理的に能率的に処理するため「交通切符制度」が実施されています。

非反則事件の処理は、裁判所、検察庁、警察を通じて「交通切符」と呼ばれる四枚一組の共通書式に基づいて、警察官が検挙現場などで、すぐ違反の状況等を記入でき、すぐ違反の状況等を記入できるようにされ、その記入事項を検察庁や裁判所でも共用できるようにして、裁判所、検察庁、警察で書類を作成する時間と手間をへらし、違反者が短時間で裁判を受けられるようになっていきます。

なお、違反者は、検挙現場で交通切符一枚目(赤色)を手渡され自分の違反内容や交通違反の裁判のしくみなどを知ることができるようになっていきます。

この交通切符制度は、違反者が



裁判所に出頭すれば、その日に警察の取調べから裁判までの手続きが終わる「即日処理方式」が実施されています。この方法で裁判の結果に納得できないときは、裁判所に申し出て、法廷で正式の裁判を受けることもできます。

反則金不納付事件についても、検察庁と裁判所を通じて二枚一組の共通書式を用いて、非反則事件の場合と同様の方法で行なわれます。

交通法規、交通道徳を守って、少しでも交通事故をなくすよう努力したいものです。

市史下巻の申込み受付

下巻は、明治維新から現代までを「近代のひかり」「現代のあゆみ」の二冊に編集され、A五判上製函入れのものです。大半を頒布いたしました。まだ残部がありますので、購入希望者は至急お申込みください。

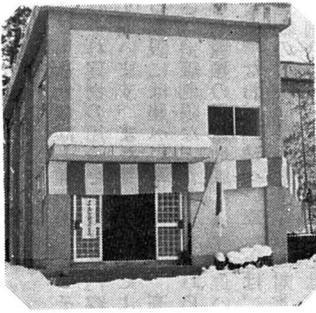
・価格は、三千八百円です。

最低賃金が一部改正

富山労働基準局では昭和49年3月1日より、次の産業に働く労働者の最低賃金をつきのとおり改正しました。

なお、金額は通勤手当、精習動手当を除いたもので、()内は短時間労働者又は、時間給者に適用されます。

- ① 卸売業・小売業(飲食店を含む)
 - 1日一、四四〇円
 - (1時間一八〇円)
 - ② 理容業・美容業
 - 資格者1日一、三〇〇円
 - (1時間一四五円)
 - その他1日一、〇〇〇円
 - (1時間一一三円)
 - ③ クリーニング業
 - 1日一、三〇〇円
 - (1時間一六三円)
- ただし、受付、仕分け、ごみ取り、包装、整理等の軽易な作業
- 1日一、一五〇円
- (1時間一四四円)



昨年12月に新築なった
上中島公民館

航海安全大漁祈願祭

―出漁団員表彰―

(市長から表彰を受ける出漁団員)



- 木下 清治 岡本 英雄
- 四十万昭夫 中沢 栄吉
- 小畑 重作 浜田 実
- 魚岸太一郎 住田 幸作
- 魚岸太次郎 浦島 保
- 魚浦 正 岡田 和治
- 鳥切 源一 浜岸常太郎
- 南部 巖

- 漁労長功労者表彰 広浜 寿次
- 船長功労者表彰 沢田 勇
- 機関長功労者表彰 海原 助信
- 無線士功労者表彰 金三津順一

節約により物不足と物価高に対処しよう

魚津市出漁団では、春の出漁を目前に航海の安全と大漁を祈って1月19日市民会館で盛大に祈願祭を行ないました。引続き団員の表彰があり、壮行会にうつり清河市長や県知事などから激励のことは受けました。

- 富山県出漁組合連合会長表彰
- 先名 茂 魚住 義彦
- 久和 金作 四十万 隆
- 魚津市長感謝状

(15か年同一船主動統者)

- 狐沢 健次 浜住 三郎
- 北島 太吉 魚住 謙三

- 魚津市出漁団長表彰
- 野村 幸磨 (20か年同一船主動統者)

- 辻口 博一 (10か年同一船主動統者)
- 野々 義弘 ()

- (5か年同一船主動統者)
- 住田 一郎 中島 繁雄



わが国の石油事情はまったくのピンチにたたされております。二・三月がもっともきびしい時期になるだろうと云われています。市民の一人一人がお互いに物を大切に、節約に心がけることで、この危機をのりきりたいものです。石油類(主として灯油)、電気、ガス、洗剤、チリ紙等の節約と、これらの物資の買いだめ、買いいそぎをやめましょう。

石油等相談所開設

市では、昨年12月から市役所商工水産課内に石油等相談所を開設していますから、石油や燃料についてお困りの方はお気軽にご相談ください。

電話②2200番内線270番

商工水産課内
魚津市石油等相談所

物価問題等相談所開設

市では、1月16日から市民相談室内に魚津市物価問題等相談所を開設いたしました。

物価問題等について、ご要望、ご意見、苦情、相談、問合わせなどにご利用ください。

電話②2200番内線229番
市民相談室内
魚津市物価等相談所

寄付

- ▽五万円 吉島虎谷文子
- ▽五万円 経田中町浜田喜十郎
- ▽十万円 文化町坪川弘
- ▽一万円 本町二丁目宮崎宗四郎
- ▽一万円 大海寺野村佐々木吉作
- ▽一万五千円 持光寺岩崎善作
- ▽一万五千円 住吉松本直吉
- ▽三万円 経田西町浜田義雄
- ▽五万円 吉島増子次吉
- ▽一万円 全日本労働総同盟魚津地区同盟代表魚津成昭
- ▽五万円 魚津市農業協同組合長関口秀雄
- ▽二万円 経田中町岡田精丞
- ▽一万五千円 魚津自動車学校代表高木広吉

- 七万二千七百三十三円 上村木中田尚(心身障害者児関係事業)
- ▽五千四百円 鴨川町青木節三
- ▽一万円 魚津青年会議所
- ▽一万円 匿名
- ▽一千五百円 本江大西富士男
- ▽一千九百円 魚津警察署
- ▽五百円 本町二丁目永谷りよ
- ▽二千円 本町二丁目稲垣きよ
- ▽二万円 魚津清掃社代表広瀬敏雄
- ▽一万円 北鬼江久保田邦一
- ▽一万八千円 勤労青少年ホーム実行委員会
- ▽三千二百円 火の宮町芝喜美子
- ▽一千元 東山京免蔵宝
- ▽一千元 東山久保謙次
- ▽二千元 新角川二丁目友田道治
- ▽十一万三千八百七十円 魚津社会福祉協議会
- ▽一万円 本江元町尾崎哲夫
- ▽五千八百四十四円 オーアイ工業労働組合
- ▽三千元 友道幸町川崎庄次郎
- ▽淡交会魚津支部青年部(富山労働病院内全国脊損療友会富山支部)
- ▽中古衣類二十点 釈迦堂
- ▽中古衣類二十点 釈迦堂
- △大島伝四郎 △脱水機一台 末広町板井伸一
- △電気洗濯機一台 並木町藤田伝三郎
- ▽中古衣類三台 高校前駒見新太郎
- ▽富士りんご一箱 菓子袋二〇袋 吉島七区加積農協婦人部富士グループ
- ▽昭和49年度版カレンダー 四十五本 富山県鮭鱒漁業協同組合
- ▽クリスマススケーキー一函 上村木中村昭雄
- ▽三万円 双葉町旗智熊雄
- ▽一万円 本新吉崎寛
- ▽二万五千円 鴨川町広田半一郎
- ▽一万円 緑町中村善作
- ▽一万円 吉島伊東松次郎
- ▽一万円 中央通り二丁目鍛冶恒義
- ▽十万円 島尻小林治
- ▽二万五千円 緑町田浦とめ
- ▽一万五千円 新角川二丁目高岸寅次郎
- ▽一万円 住吉石坂初次郎
- ▽一万円 本江北島源仁
- ▽一万円 港町大坪順子
- ▽五千円 友道魚住敏雄
- ▽十万円 末広町松原正治
- ▽一万円 新金屋一丁目堀健太郎

耳の日の無料相談のお知らせ

来る三月三日は耳の日です。その日にちなんで、次のとおり耳の無料相談を実施いたします。耳の都合の悪い方や、耳について相談したい人はお気軽においでください。

とき 3月2日(午前10時) 3時まで

ところ 魚津市民会館二階会議室

相談される先生 加納 隆先生

予防注射と検診

幼児検診のお知らせ

市では、各施設(保育園など)に入所しておられないご家庭のお子さんの幼児検診を次の日程で行ないます。こぞ検診を受けましょう。

▽該当者は満2才・4才・5才のお子さん。ただし、3才児は毎月保健所で検診を行なっていますので該当しません。

消費生活関連物資の需給状況

経済企画庁国民生活局が、26日に消費生活関連物資の需給状況を発表しましたが、その概況は次のとおりです。

灯油

アラブ諸国からの石油輸入は削減されているが、家庭用灯油の生産、出荷の確保に努めている。最近三か月間(9・10・11月)の灯油の生産は約六四〇万ℓで前年の約五〇四万ℓに対し、27割増となっており、11月末の在庫も約五五八万ℓで、前年同期の四六六万ℓを大幅に上廻っている。今後とも供給の確保に努めるが全体の石油事情から一般消費者の節約使用が期待されている。

液化石油ガス

48年度下期の需給は、中東戦争の影響によるスポット輸入の困難及び原油処理量の減少により需給の均衡は苦しい状況にある。この状況においても一般消費者の炊飯用をはじめとする必要量の確保に努めるが、暖房用、風呂等の消費については消費者の節約が期待される。

家庭用合成洗剤・石けん

小売価格は、10錠入り千三百円以下で販売するよう指導している。家庭用合成洗剤の需要の伸びは年5〜8割と極めて安定した推移

を示している。1月〜9月の生産(粉末)は42万トで前年を約10割上廻っている。本年10月〜12月には19万ト(前年同期比22割の増)の生産が見込まれている。

石けんの生産は、原料牛脂の輸入が、アメリカの食糧品輸出規制の影響を受け減少したが、輸出規制の解除にともない原料面の不安がなくなったので増産につとめているところである。今後、実際の需要がのびるとは考えられないので一部の小売店で不足傾向がみられるが、主として消費者の買い急ぎによるものと考えられる。

トイレトペーパー

10月末から11月初めに関西方面、11月末に首都圏で、トイレトペーパーの買い急ぎと品不足がみられたので、メーカー、問屋及びスーパー等の協力を得て集中大量出荷を行なった。

砂糖

我が国の砂糖消費費(年間約三百万ト)はその約八割を輸入にたよっているが、世界全体の砂糖生産量は充分であり、その価格も糖価安定法で安定させるようになっている。砂糖の市中への出荷量は例年より約一割多くなっているが一部に品不足や価格上昇が生じたため糖価安定法に基づく立入検査や、デパート、スーパーなどでの

メーカー直販などの緊急対策を講じた。

食用油

食用油の生産は、前年にくらべ14割増で、メーカー在庫も充分ある。ポリびん等小型容器の不足が一部にみられるが、工場出荷が前年を下廻っていることはない。

大豆油は買い占め防止法の適用もあり、安定供給の確保につとめている。

みそ・しょうゆ

みそ・しょうゆは平常どおり円滑に生産されており、在庫も充分で供給に何らの不安はない。今回品がすれが生じたのは、消費者の一般的不安から特定の地域、特定の販売店に需要が集中したことによって生じた一時的現象であり、食糧庁は消費者の需要に応えられるよう業界団体を指導している。

小麦粉

11月末頃から、一部地域の販売店等で家庭用小麦粉の品不足の状態がみられたが、大手メーカーに対する増産指示によって対処している。食糧の安定供給を図るため現在在外小麦を49年5月需要分まで買付け済であり、1月〜3月期の一般製粉用についても前年同期の一一三割にあたる小麦を製粉各地に売却しているため総体としての需給に不安はない。

塩

一部地域において、11月中旬から下旬にかけて塩不足が起ったがこれは悪質なデマや他の物品の買

いだから波及したもので平素の五倍以上の売れ行きとなった例もある。これらの地域へは、緊急輸送を行ない急速に鎮静化した。塩は専売品であり、生産在庫とも充分であって、買い占めや価格高騰もおこり得ないので不安は全くない。

生活関連物資等の指定

物資

現在、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律で指定されている物資は、次の22品目です。

- ①大豆 ②大豆油 ③大豆油かす
- ④丸太 ⑤製材 ⑥合板 ⑦印刷用紙
- ⑧ちり紙(トイレトペーパー) ⑨京花紙・ティッシュペーパー
- ⑩綿糸 ⑪綿織物 ⑫医療用ガーゼ
- ⑬羊毛 ⑭羊毛毛 ⑮毛織物
- ⑯生糸 ⑰絹織物 ⑱ガソリン
- ⑲灯油 ⑳軽油 ㉑A剤 ㉒液化石油ガス
- ㉓合成洗剤

指定物資の標準価格

きま

国民生活安定緊急措置法に定める物資として灯油と液化石油ガスが指定され、その標準価格が1月18日から次のように定められました。

- ①灯油(一般消費者の生活の用に供されるものなど) 標準価格 三百八十円(18ℓかん入り店頭渡し正味量)
- ②液化石油ガス(一般消費者の生活の用に供されるものなど) 標準価格 千三百円(10錠配達、取付料を含む)

日程

- ◇2月7日 本江校下 本江公民館
- ◇2月13日 大町校下 魚津公民館
- ◇2月14日 吉島校下 吉島公民館
- ◇2月27日 道下校下 道下公民館
- ◇2月28日 経田校下 経田福祉会館
- ◇3月7日 片貝校下 片貝小学校

▽受付時間 各日とも午後1時30分〜2時30分

▽なお、右に記載以外の各地区(校下)は3月の広報でお知らせします。

▽実施当日母子手帳をお忘れなくご持参ください。

昭和48年度第2期種とう接種のお知らせ

▽該当者 昭和42年4月2日〜昭和43年4月1日までの出生者(昭和49年4月に小学校へ入学する人)

▽保育園、幼稚園など施設に入所しておられないご家庭のお子さんで該当の方は左記の日程表のうち最寄りの会場で受けてください。なお、施設に入所しておられる各園児はそれぞれ施設長の指示に従い接種を受けてください。

▽接種当日会場へお出かけの前にお子さんの体温を計ってきてください。母子手帳はお忘れなくご持参ください。

【日程】

読書のすすめ

「こどもといっしょに本をよみましょう」

お正月もすぎ、こどももふだんの生活に入っています。外では、まだまだ寒さがきびしく、物価問題・灯油・節電と生活も一そらきびしいものになってきています。そんな冬の日、家でこたつを囲み、団らんの中で本を読みましょう。

「おとうさんも本を」

とかくこどもたちと接する機会がすくないおとうさんにとって、夜の10分か15分の間でも、静かに本を読んであげることが、どんなすばらしいおみやげにもまさるものです。それは、こどもの心に安らぎを与えるすばらしいおくりものです。こどもの精神生活の中にちゃんと父親が座をしめていることは、こどもたちが大きくなった

ときに、はかりしれない重みと意味があるものです。

本のしようかい

ちいさな人たちに(えほん)

- 書名 著者
- おふろだいすき 松岡 享子
- ちいさなきいろいかさ もりひさし
- はけたよはけたよ 神沢 利子
- しばてん 田島 征二
- おおきなきがほしい 佐藤さとる
- 12のつぎのおくりもの スロバキア民話
- どろんこぶた
- アーノルド・ローベル
- とりとりいろいろいろなり ヨセフ・グッゲンモス
- 一冊の本
- はけたよはけたよ
- ひとりりでパンツをはけないたつ
- 君はそのまま外へ出て動物たちに笑われる。たつ君が、パンツもズボンもはけるようになるまでの過程は幼い子の共感をよぶ。

魚津市の自然

(滝めぐり) 5



片貝川東又滝倉谷の滝、滝つぼが発電所取水口築造のため、景観がそなわれているのが残念である。

3月の歩こう会は、3日開木山方面へ行きます。午前9時電鉄魚津駅前を出発、大光寺・宮津一開木山・火葬場と歩きます。参加希望者は、午前8時50分まで電鉄魚津駅前へお集まりください。

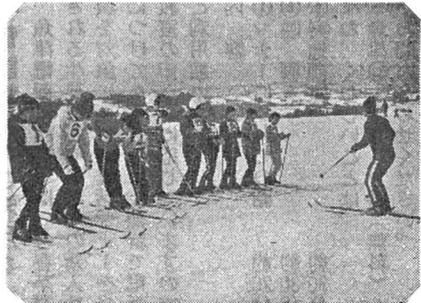
3月の歩こう会

市民スキー大会

第十回市民スキー大会は、2月17日(日)午前9時30分から大谷スキー場で行なわれます。

市民スキー教室

市民スキー教室は、2月10日(日)午前10時から大谷スキー場で、小学校高学年以上の初心者を対象にひらきます。受講希望者は、当日同スキー場中腹休憩所前へお集まりください。また、バジテストが2月11日午前10時から大谷スキー場で行なわれます。



(市民スキー教室)

ゴミ収集にご協力を

水分の多量に含むゴミ、厨芥、魚のアラ、野菜クズ等、また前日に出されると雪・雨水等が含まれますから収集日朝8時まで出してください。(水分をよくきって)出しましょう。一般家庭ゴミの中に金物や陶磁器が混入されており必ずから必ず別々に出してください。小さなゴミも定めた場所へ

便槽へ『不用品』など絶対に捨てないでください

最近の便槽には、『木くすや雑きんなど』が捨てられていることがあります。紙以外の木くすや雑きんの類を捨てますと、し尿処理場の数十万円もする回転裁断機(破砕機)を破損したり、施設を故障させる原因となりますので、紙以外のものは絶対に捨てないようにしてください。し尿を処理する人達の身になって、このことを守りましょう。

| 校下 | 接種日 | 検診日 |
|-----|-------|-------|
| 本江 | 2月5日 | 2月8日 |
| 片貝 | 2月5日 | 2月8日 |
| 村木 | 2月5日 | 2月8日 |
| 大町 | 2月8日 | 2月12日 |
| 白倉 | 2月19日 | 2月22日 |
| 西布施 | 2月19日 | 2月22日 |
| 吉島 | 2月19日 | 2月22日 |
| 上野方 | 2月26日 | 3月1日 |
| 道上島 | 2月26日 | 3月1日 |
| 住吉 | 3月5日 | 3月8日 |
| 松倉 | 3月5日 | 3月8日 |

・場所はいつでも各小学校です。
・時間は

△3月4日 道下公民館午後1時30分～午後2時30分・料金一五〇円

△成人病相談日
▽2月13日(内)・2月27日(内)各日午後1時～3時 ▽場所 市庁舎保健室(一階正面右端) ▽検診料 無料 ▽心電図、血圧測定、健康相談を行なっています。ご希望の方は一週間前に連絡してお気軽にご相談ください。▽連絡先 生活環境課保健係 電話 22200番(内線257番)

△昭和48年度百日咳・ジフテリア・破傷風三種混合予防接種(第2回) 三種混合予防接種を次の日程で実施します。
▽該当者 Ⅱ(第一期) 昭和47年7月1日～昭和48年6月30日までの



市消防職員採用試験

市では、魚津市消防職員採用試験をつぎのように行ないます。

- ▽採用予定人員 男子約二名
- ▽受験資格 昭和25年4月2日から昭和31年4月1日までに生れた市内居住者で高等学校以上を卒業した者
- ▽試験期日 昭和49年2月22日(金)
- ▽試験場所 魚津市消防署
- ▽受付期間 昭和49年2月1日から15日まで
- ▽申込場所 魚津市役所総務部総務課職員係

なお、くわしいことは職員係または消防署へ、お問い合わせください。

卓球教室

なお、くわしいことは職員係へお問い合わせください。

市教委では、小学校中学年以上の初年者を対象にした卓球スポーツ教室を次のように行ないますのでお気軽にご利用ください。

- ▽日時と場所 2月10日(月)午後1時～4時 労働青少年ホーム、2月12日～13日 午後7時～9時 西部中学校体育館
- ▽受講者の申込みは当日会場です。

第4回魚津市連合婦人会卓球大会

婦人の親睦と体力づくりのためつぎのとおり卓球大会が開かれます。

とき 2月17日(日)午前10時から

ところ 魚津市立西部中学校体育館

富山高専技能学校 定時制入学案内

- 一、募集科目および人員
- ・自動車整備科定員三〇名男女
- ・製図科 定員三〇名男女
- 二、訓練期間
- 1か年 毎日午後6時～午後9時5分 休日は日曜・祭日
- 三、応募資格
- 義務教育修了以上の者で性別および年令を問いません。
- 四、入学手続
- ・新規学卒者は、卒業校を通じて申し込んでください。
- ・一般の方は、本校または県庁職

- ▽年令 昭和49年4月1日現在で30才未満の男子
- ▽募集メ切り 昭和49年2月20日
- ▽受付場所 魚津市役所総務部総務課職員係
- ▽提出書類 履歴書一通

業訓練課へ直接申し込んでください。

入学願書は本校または県庁職業訓練課にあります。

五、願書受付期間 昭和49年2月5日～3月20日

くわしくは

- ・富山県立高等技能学校
- 富山市向新庄274
- 電話富山④-3504番へ

北電だより

石油不足で電気がピンチです。電気の使用が法令によって制限されました。

- ◇500キロワット以上の大口工場やビルなどは電気の使用が制限されました。
- ◇ネオンサインなど広告用・装飾用の電灯は一部使用禁止になりました。

電力危機をのりきるためにご家庭でもいっそうの節電をお願いします。

制限適用期間 昭和49年1月16日～2月28日

くわしいことは、北陸電力魚津営業所へお問い合わせください。



「精神薄弱児通園施設」の入所と愛称募集

「ちえおくれの子供さん」のため通園施設が四月中旬頃開所いたします。入所についてご相談をおうけますので、今月中社会福祉課までおいでください。

なお、この施設の愛称を広く募集いたしますので「はがき」にお書きのうえ応募ください。

魚津市福祉センターの愛称決まる

先に募集いただきました福祉センターの愛称は総数41通りございました。厚くお礼申し上げます。

審査の結果次のとおり決定しましたので公表いたします。

魚津市福祉センター
愛称 百楽荘
応募者 本江2区 大城まつ子さん

電話教室のご利用を

魚津電報電話局では、今春卒業される生徒さんや事業所の新入社員を対象に正しい電話マナーを身につけてもらうため、無料で電話教室の申込みに応じていますのでご利用願います。

内容

- ①マナーについての話 約20分
- ②映画 約30分
- ③実地訓練 約30分

なお、くわしいことは、魚津②-10000番(無料)へお問い合わせください。

魚津電報電話局

魚津電報電話局

| | | |
|--|--|--------------------------------------|
| 出生者 | | ▽該当者(第2期) 昭和46年1月1日～昭和47年6月30日までの出生者 |
| ▽2月19日 | | 本江・住吉・上中島各校下 |
| ▽2月20日 | | 村木・片貝・西布施各校下 |
| ▽2月21日 | | 大町・松倉・吉島各校下 |
| ▽2月22日 | | 道下・上野方・経田各校下 |
| ▽2月26日 | | 総ざらい |
| ▽会場 | | 各日とも魚津市民会館 |
| ・時間 | | は各日とも午後1時から2時まで |
| ▽都合が悪く各校下指定日に接種出来なかった人は「総ざらい」の日を受けてください。 | | |
| ▽接種当日会場へお出かけの前に必ずお子さんの体温を計って来てください。もし熱が高いようでしたらかかりつけの医師にご相談ください。また母子手帳は忘れずに持参ください。 | | |

| | | | |
|--------------|--|-----------|-------------|
| 2月の納税 | | 固定資産税 四期分 | 国民健康保険税 四期分 |
| 納期限は2月28日です。 | | | |

| | | | |
|---------------|----------|-----|-----|
| 人口のうごき (12月末) | | | |
| 世帯数 | 12,030世帯 | | |
| 人口(男) | 22,901人 | | |
| (女) | 24,883人 | | |
| (計) | 47,784人 | | |
| (男) | (女) | (計) | |
| 出生 | 41人 | 29人 | 70人 |
| 死亡 | 19 | 30 | 49 |
| 転入 | 67 | 70 | 137 |
| 転出 | 57 | 68 | 125 |

第三三九号

編集発行人 魚津市

印刷所 小浜印刷所